

## 〈ファイバービット for むろと会員規約〉(以下規約ではファイバービットといいます)

### 第1章 総則

#### 第1条（会員規約）

本規約は、エレクトロ コミュニケーションズ株式会社(以下FBITとします)が提供するインターネットサービス **ファイバービット**を第5条所定の会員(以下会員とします)が利用するについての一切に適用します。

#### 第2条（本規約の範囲）

- FBIT が会員に対して発する第4条所定の通知は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれを承諾します。
- FBIT がファイバービットホームページ上で提供する「ご利用案内書」で規定する当該サービスの利用上の決まりも名目の如何に拘わらず本規約の一部を構成するものとし、会員はこれを承諾します。

#### 第3条（本規約の変更）

- FBIT は会員の了承を得ることなく本規約を随時変更することができるものとします。
- 前項変更については、むろと光サービスホームページ上に1ヶ月表示した時点で全ての会員が了承したものとみなします。

#### 第4条（FBIT からの通知）

- 前条の場合の他 FBIT が必要と判断した場合、FBIT は会員に対し随時必要な事項を通知します。
- 前項通知の内容は、むろと光サービスホームページ上に表示した時点で、直ちに全ての会員が了承したものとみなします。

#### 第2章 会員

#### 第5条（会員）

- 会員とは、FBIT にファイバービットへの入会を申し込み、FBIT がこれを承認した者をいいます。
- 会員は入会の時点で本規約の内容を承認しているものとみなします。

#### 第6条（入会の承認）

FBIT は別途定める方法にて入会申し込みを受け付け、必要な審査・手続き等を経た後に入会を承認します。

#### 第7条（入会の不承認及び取り消し）

- FBIT は前条審査の結果、入会申し込みをした者が以下の何れかの項目に該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。
  - 入会申し込みの際、申告事項に虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合。
  - 入会申し込みした時点で過去に規約違反等でファイバービットの除名処分を受けたことがある場合、又はファイバービットのログインID(以下IDといえます)使用停止処分中である場合。
  - 入会申し込みをした時点でファイバービットの利用料金の支払いを怠っていること、又は過去に支払いを怠ったことがある場合。
  - その者が未成年者、被後見人、被保佐人の何れかであり、入会申込みの際に法定代理人又は後見人若しくは保佐人の同意等を得ていなかった場合。
  - その他会員規約の申し込みを承認することが、技術上又はFBITの業務の遂行上支障があるとFBIT が判断した場合。
  - 申込者と指定したクレジットカードの名義人が異なる場合。
  - FBIT が指定する支払い方法での支払いを拒否する場合。
  - その他 FBIT が会員とすることを不適当と判断した場合。
- FBIT は承認後であっても承認した会員が前項の何れかに該当することが判明した場合、承認を取り消すことがあります。
- 本条によりFBIT が入会の不承認又は承認の取り消しを決定するまでの間に、当該入会申込みをした者又は当該会員がファイービットを利用したことにより発生する利用料その他の債務(ファイバービットを利用することで FBIT 以外の第三者に対して発生する債務も含みます)は、当該入会申込みをした者又は当該会員の負担とし、当該入会申込みをした者又は当該会員は第4章の規定に準じて当該債務を履行するものとします。

#### 第8条（譲渡禁止）

会員はファイバービットの会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。なお、婚姻による姓の変更等、FBIT が承認した場合を除き、登録した氏名を変更できないものとします。

#### 第9条（変更の届出）

- 会員は、住所、その他 FBIT への届出内容に変更があった場合には、速やかにFBIT に所定の方法で変更の届け出をするものとします。
- 前項届出が出なかったことで会員が不利益を被ったとしても、FBIT は一切責任を負いません。

#### 第10条（退会）

- 会員が退会する場合は所定の方法にて FBIT に届け出るものとします。FBIT は、既に受領した利用料その他の債務の払い戻し等はは一切行いません。
- ファイバービットの会員資格は一身専属性のものとなります。FBIT は当該会員の死亡を知り得た時点を以て前項届け出があったものとして取り扱います。
- 本条による退会の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は本規約第4章に基づきなされるものとします。

#### 第11条（設備等）

会員は、ファイバービットを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器を、自己の費用上責任においてファイバービットが定める技術的事項に従い用意するものとします。また、ファイバービットの利用に支障を来さないよう、当社が提示する技術的事項に対する適合性を維持し、正常に稼働するように維持管理するものとします。

#### 第3章 会員の義務

#### 第12条（自己責任の原則）

- 会員は FBIT より取得したIDによりファイバービット上でなされた一切の行為及びその結果について、当該行為を自己がしたか否かを問わず責任を負います。
- 会員がファイバービットの利用の際第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、FBIT に迷惑を掛け或いは損害を与えることのないものとします。
- FBIT はファイバービットの利用により発生した会員の損害全てに対し、一切責任を負わないものとし、損害賠償をえる義務はないものとします。
- 会員が本条に違反して FBIT に損害を与えた場合、FBIT は当該会員に対して被った損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第13条（ID 及びパスワードの管理責任）

- 会員は、自己のID及びこれに対応するパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとします。
- FBIT は会員のID及びこれに対応するパスワードが他の第三者に使用されたことによつて当該会員が被る損害については、当該会員の故意過失の有無に拘わらず一切責任を負いません。会員は自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちにFBIT に申し出るものとし、FBIT の指示に従うものとします。又、当該ID 及びこれに対応するパスワードによなされたファイバビットの利用は、当該会員によりなされたものとみなし、当該会員は利用料その他の債務の一切を負担するものとします。

#### 第14条（手続）

会員はファイバービットを利用する際、事前に個々のサービス毎に定められた所定の手続きを経るものとします。

#### 第15条（私的利用の範囲外の利用禁止）

- 会員は、FBIT が承認した場合(当該情報に関して権利を持つ第三者がいる場合には、FBIT を通じ当該第三者の承認を取得することを含みます)を除き**ファイバービット**を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版その他私利用の範囲を越えて使用をすることができません。
- 会員は、前項に反する行為を第三者にさせることはできません。

#### 第16条（営業活動の禁止）

- 会員は、FBIT が承認した場合を除き、ファイバービットを使用して営業活動、営利目的とた利用及びその準備目的とた利用をすることができません。
- 不特定多数の会員に対して電子メールを送りそれを読むこと、或いはアンケートに答えること等を強要する行為は、送信者に営利目的の有無を問わず、これを営業行為とみなし、禁止します。

#### 第17条（その他の禁止事項）

前二条の他、会員はファイバービット上で以下の行為をできません。

- 公序良俗に反する行為。
- 詐欺等犯罪的行為に結びつく行為。
- 他の会員又は第三者の著作権、商標権等知的財産権を侵害する行為。
- 他の会員又は第三者の財産、プライバシー、肖像権等を侵害する行為。
- その他、法律に反する行為。
- 他の会員又は第三者を差別し、誹謗中傷し、または名誉、信用を毀損する行為。
- 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為。
- ファイバービットの運営を妨げ、或いはFBIT の信用を毀損するような行為。
- わいせつ、児童ポルノ、児童虐待に該当する画像、文書等を送信もしくは表示する行為、またはこれらを収録した媒体の販売行為、またはその送信、表示、販売を想起する広告を表示または送信する行為。
- 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- サービスによりアクセス可能なファイバービットまたは第三者の情報を変更、消去する行為。
- 他の会員または第三者に成りすましてサービスを利用する行為。
- 有害なプログラム等を送信し、又は他者が受信可能状態におく行為。
- 他者に対して無断で広告、宣伝、勧誘等又は、嫌悪感を抱かせる電子メールを送信する行為、または、他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的にメール転送を依頼する、もしくは転送する行為。
- 他の設備またはサービス用設備(FBIT がサービス提供の為に用意する通信設備、回線、その他機器およびソフトウェア)に無制限にアクセスし、またはその利用もしくは運営に障害を与える行為。
- 本人の同意なしに、もしくは詐欺的手段を用い他者の個人情報を収集する行為。
- 法令に基づき監督官庁等公的機関への届出、許認可の取得等の手続が義務付けられている場合に、当該手続を不履行、もしくは当該法令に違反する行為。
- 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含む)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。

#### 第4章 利用料

#### 第18条（ファイバービットの利用料）

ファイバービットの利用料、算定方法等は、FBIT が定める通りとします。

#### 第19条（決済）

- FBIT は毎月指定日を以て、当該月に各IDについて発生した利用料その他の債務の額を締めこれを集計します。
- FBIT は前項に基づき算出された金額及びこれに掛かる消費税相当額等を会員に請求し、FBIT 指定の引き落とし代業者がFBIT の指定する期日に会員の指定口座から引き落とします。また、引き落とし手続き未完了の場合は指定金融機関で期日までに会員が振り込み手続を完了するものとします。
- 利用料の集計において、日割計算はしないものとします。
- 会員は、決済方法としてクレジットカードを利用する場合には、当該クレジットカードの会員規約に従うものとします。本条第4項の決済について、会員と当該クレジットカード会社の間で料金その他の債務を巡っての紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、FBIT は一切の責任を負わないものとします。

#### 第20条（延滞利息）

会員が利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、会員は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一緒に一括して、FBIT が指定した日までに指定する方法で支払ふものとします。

#### 第5章 運営

#### 第21条（FBIT によるID の一時停止等）

- FBIT が緊急度が高いと認めた場合には当該会員の了承を得ることなく当該IDを使用停止とすることがあり、会員は予めその旨を承諾します。
- FBIT が前項の措置をとったことで当該会員がファイバービットを使用できずこれにより損害が発生したとしても、FBIT は一切責任を負いません。

#### 第22条（情報等の削除）

- 会員がファイバービットに登録した情報及び文章等がFBIT が各サービス毎に定める所定の期間又は量を超えた場合、FBIT は会員に事前に通知することなく削除することがあります。又、ファイバービットの運営及び保守管理上の必要から、会員に事前に通知することなく、会員がファイバービットに登録した情報及び文章等を削除することがあります。
- FBIT は前項の措置をとったことで、当該会員がサービスを利用できずこれにより損害が発生しても責任を負わず、会員はこれを承諾します。

#### 第23条（ファイバービットの内容の変更）

FBIT は、会員への事前の通知なくして、サービスの内容・名称等を変更することがあり会員はこれを承諾します。

#### 第24条（ファイバービットの内容の不保証）

- ファイバービットの内容は、FBIT がその時点で提供可能なものとします。
- FBIT は提供す情報、会員が登録する文章及びソフトウェア等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行いません。

#### 第25条（サービスの一時的な中断）

- FBIT は以下の何れかが起こった場合には会員に事前に通知することなく、一時的にファイバービットを中断することがあります。なお、これに起因する会員又は他の第三者が被った損害について一切責任を負わないものとします。
  - ファイバービットのシステムの保守を緊急に行う場合、メンテナンス等によりファイバービットを中断する場合は事前又は後日に、メールもしくはファイバービットホームページ上等にて通知します。
  - 火災、停電等によりファイバービットの提供ができなくなった場合。
  - 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりファイバービットの提供ができなくなった場合。
  - 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりファイバービットの提供ができなくなった場合。
  - 第一種電気通信事業者の事由によりサービス用の通信回線の利用ができなくなった場合。
  - その他、運用上或いは技術上 FBIT がファイバービットの一時的な中断が必要と判明した場合。
- FBIT は、前項各号の場合以外の事由によりファイバービットの提供の遅延又は中断等が発生したとしても、これに起因する会員又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第26条（ファイバービットの提供の中止）

- FBIT は、3ヶ月の予告期間を以て会員に通知の上、ファイバービットの提供を中止することができます。
- 前項通知はファイバービットのファイバビットホームページ上・集合住宅の掲示板・メール等で通知し3ヶ月経過時点で全ての会員が了承したものとみなします。
- FBIT はファイバービットの提供の中止の際、前項の手続を経ることで、中止に伴う会員又は第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

#### 第27条（除名処分等）

- 会員が、以下の何れかの項目に該当する場合、FBIT は当該会員に事前に何等通知又は催告することなく、除名処分、又はIDの使用を一時停止とすることができるとします。
  - 入会時に虚偽の申告をした場合。
  - 本人以外により入力されている情報の改竄を行った場合。
  - ID 又はパスワードを不正に使用した場合。
  - ファイバービットの運営を妨害した場合。
  - ファイバービットの利用料等その他の債務の履行を滞延し、又は支払いを拒否した場合。
  - FBIT が指定する支払い方法の登録を拒否した場合。
  - 金融機関又は集金代行業者により会員の指定した支払口座の利用が停止させられた場合。
  - 会員に対する破産の申立があった場合又は会員が保佐、後見開始の審判を受けた場合、若しくは死亡した場合。
  - 本規約の何れかに違反した場合。
  - FBIT の名誉を毀損した場合。
  - その他 FBIT が会員として不適当と判断した場合。
- 前項の場合、会員は期間の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料その他の債務等 FBIT に対して負担する債務の一切を一括して履行するものとします。
- 会員が本条第1項各号の何れかに該当することでFBIT が損害を被った場合 FBIT は除名処分又は当該IDの一時停止の有無に拘わらず、被った損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第6章 サービス

#### 第28条（電子メール）

- 会員は、電子メールを書信として使用するものとします。
- 会員の通信の秘密は保証されます。FBIT は法律の定め又は手続きに拠らずして電子メールの内容を見たり又は第三者にこれを開示することはありません。

#### 第29条（インターネット）

- 会員が、ファイバービットを経由してインターネットに接続する場合、以下の義務を負うものとします。
- 会員は、インターネットに接続するときは接続先のルールを遵守し、FBIT に一切の迷惑を掛けないものとします。
  - ファイバービットは、インターネット接続においてはあくまでも通信手段として機能します。
  - 集合住宅においてファイバービットのインターネットアクセス回線は、各住戸で共用される設備であるため、会員は同集合住宅内における他の会員のサービス利用に支障をきたさないよう、会員設備等を正常に維持するもの、及び当該アクセス回線に過大な負荷を生じる行為を行わないものとします。
  - 前項の行為を行った会員に対し、FBIT はその会員の利用を制限、又は停止できるものとします。
  - 会員がファイバービットを経由してインターネットに接続した場合であっても、当該会員と接続先インターネットの主宰者、会員、又はその他の第三者との間に発生した紛争等について FBIT は一切責任を負いません。
  - 前項紛争等に起因してFBIT が損害を被った場合、FBIT は会員に対し被った損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第30条（その他のサービス）

本章に規定のないその他のファイバービット上のサービスの利用については、各サービスの「ご利用案内書」やFBIT が会員に配布する案内書によるものとします。

#### 第7章 専属的合意管轄裁判所

#### 第31条（専属的合意管轄裁判所）

- 本サービスの利用にあたり会員とFBIT との間で問題が生じた場合には会員とFBIT で誠意をもって協議するものとします。
- 協議しても解決しない場合、京都地方裁判所を会員とFBIT の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 付 則

- この規約は2010年 9月 1日から実施するものとします。  
2012年12月 1日 一部改訂

#### ファイバービット会員規約及びその他の遵守事項は、予告なく変更する場合がありますので予めご承知お願います。

## 〈むろとFiberTVサービス会員規約〉

### 第1章 総則

#### 第1条（会員規約）

本規約は、エフビットコミュニケーションズ株式会社（以下「FBIT」といいます）が提供するむろとFiberTVサービス（以下「ファイバ―TV」といいます）をむろと光放送サービス約款に従い、第5条所定の会員（以下「会員」といいます）が利用する[について]の一切に適用します。

#### 第2条（本規約の範囲）

- FBITが会員に対して発する第4条所定の通知は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれを承諾します。
- FBITがファイバ―TVホームページ上で提供する「ご利用案内書」で規定する当該サービスの利用上の決まりも名目の如何に拘わらず本規約の一部を構成するものとし、会員はこれを承諾します。

#### 第3条（本規約の変更）

- FBITは会員の承諾を得ることなく本規約を随時変更することができるものとします。
- 前項変更については、ファイバ―TVホームページ上に1ヶ月表示した時点で全ての会員が承諾したものとみなします。

#### 第4条（FBITからの通知）

- 前条の場合の他FBITが必要と判断した場合、FBITは会員に対し随時必要な事項を通知します。
- 前項通知の内容は、ファイバ―TVホームページ上に表示した時点で、直ちに全ての会員が承諾したものとみなします。

#### 第2章 会員

##### 第5条（会員）

- 会員とは、FBITにファイバ―TVへの入会を申し込み、FBITがこれを承諾した者を行います。
- 会員は入会の時点で本規約の内容を承認しているものとみなします。

#### 第6条（入会の承認）

FBITは別途定める方法にて入会申し込みを受け付け、必要な審査・手続き等を終了後に入会を承認します。

#### 第7条（入会の不承認及び取り消し）

1 FBITは前条審査の結果、入会申し込みをした者が以下の何れかの項目に該当することがある場合、その者の入会を承認しないことがあります。

- 入会申し込みの際、申告事項に虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合。
- 入会申し込み時点で過去に規約違反等でファイバ―TVの除名処分を受けたことがある場合、又はファイバ―ビットにおいて除名処分を受けたことがある場合。
- 入会申し込みをした時点でファイバ―TVの利用料金の支払いを怠っていること、又は過去に支払いを怠ったことがある場合。
- その者が未成年者、被後見人、被保佐人の何れかであり、入会申し込みの際に法定代理人又は後見人若しくは保佐人の同意等を得ていなかった場合。
- その他会員規約の申し込みを承認することが、技術上又はFBITの業務の遂行上支障があるとFBITが判断した場合。
- 申し込み者と指定したクレジットカードの名義人が異なる場合。
- その他FBITが会員とすることを不適当と判断した場合。
- FBITは承諾後であっても承諾した会員が前項の何れかに該当することが判明した場合、承諾を取り消すことがあります。
- 本条によりFBITが入会の不承認又は承諾の取り消しを決定するまでの間に、当該入会申し込みをした者又は当該会員がファイバ―TVを利用したことにより発生する利用料その他の債務（加入金、各種工事費等）は、当該申し込みをした者又は当該会員の負担とし、当該入会申し込みをした者又は当該会員は第4章の規定に準じて当該債務を履行するものとします。

#### 第8条（譲渡禁止）

会員はファイバ―TVの会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。なお、婚姻による姓の変更、または会員の死亡による同居相続人による権利の継承等、FBITが承諾した場合を除き、登録した氏名を変更できないものとします。

#### 第9条（変更の届出）

- 会員は、FBITへの届出内容に変更があった場合には、速やかにFBITに所定の方法で変更の届け出すものとするが、住所変更は原則認めないものとする。
- 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、FBITは一切の責任を負いません。

#### 第10条（退会）

- 会員が退会する場合所定の方法にてFBITに届け出るものとします。FBITは、既に受領した利用料その他の債務の払い戻し等は一切行いません。
- フアービットの会員資格は一身専属性のものとして、FBITは当該会員の死亡を知り得た時点でを以て前項届出があったものとして取り扱います。
- 本条による退会の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は本規約第4章に基づきなされるものとします。

#### 第11条（設備等）

会員は、ファイバ―TVを利用するために必要な光放送受信機器（光放送端末、ホームターミナル等）その他これらに付随して必要となる貸与器械類を除いて、自己の費用と責任においてファイバ―TVが定める技術的事項に従い用意するものとします。また、ファイバ―TVの利用に支障を来さないよう、FBITが提示する技術事項に対する適合性を維持し、正常に稼働するように維持管理するものとします。

#### 第3章 会員の義務

##### 第12条（自己責任の原則）

- 会員がファイバ―TVの利用の際第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、FBIT に迷惑を掛け或いは損害を与えないことのないものとします。
- FBIT はファイバ―TVの利用により発生した会員の損害全てに対し、一切責任を負わないものとし、損害賠償をする義務はないものとします。
- 会員が本条に違反して FBIT に損害を与えた場合、FBIT は当該会員に対して被った損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第13条（貸与設備機器等の管理責任）

会員は、FBITから貸与された光放送受信機器等の使用及び管理について一切の責任を持つものとします。

#### 第14条（手続）

会員はファイバ―TVを利用する際、事前に個々のサービス毎に定められた所定の手続きを経るものとします。

#### 第15条（私的利用の範囲外の利用禁止）

- 会員は、FBIT が承認した場合（当該情報に関して権利を持つ第三者がいる場合には、FBIT を通じ当該第三者の承認を取得することを含みます）を除きファイバ―TVを通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版その他私利用の範囲を越えて使用をすることができません。
- 会員は、前項に反する行為を第三者にさせることはできません。

#### 第16条（その他の不正利用の禁止事項）

- FBITは会員がむろと光放送サービス約款に定める正規の使用方法以外の方法により放送サービスを不正に受けること（以下「不正視聴」といいます）を禁止します。
- FBITは会員以外の者が放送サービスを無断で受けること、（以下「無断視聴」といいます）を禁止します。
- FBITは不正視聴及び無断視聴を確認した場合、その状況に応じた利用料相当額を請求できるものとします。

#### 第4章 利用料

##### 第17条（ファイバ―TVの利用料）

ファイバ―TVの利用料、算定方法等は、FBIT が定める通りとします。

#### 第18条（決済）

- ファイバ―TVの利用料金は、暦月単位に計算し、会員に請求します。利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても、1ヶ月分をお支払いいただきます。
- FBITは、むろと光放送サービス約款に定めるすべての放送サービスを1日から末日までの1ヶ月の中で継続して15日以上行わなかった場合には、その月のファイバ―TVの利用料金を無料とします。
- FBITは、加入金、引込工事費および宅内工事費、その他の債務が発生した場合、これをファイバ―TVの利用料金に合算して会員に請求します。
- FBIT は前項に基づき算出された金額及びこれに掛かる消費税相当額等を会員に請求し、FBIT 指定の引き落とし代行業者が FBIT の指定する期日に会員の指定口座から引き落とします。また、引き落とし手続き未完了の場合は指定金融機関で期日までに会費が振り込み手続きを完了するものとします。
- 会員は、決済方法としてクレジットカードを利用する場合には、当該クレジットカードの会員規約に従うものとします。
- 本条第4項の決済について、会員と当該クレジットカード会社の間で料金その他の債務を巡っての紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、FBIT は一切の責任を負わないものとする。

#### 第19条（延滞利息）

会員が利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、会員は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、FBIT が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。

#### 第5章 運営

##### 第20条（ファイバ―TVの内容の変更）

FBIT は、会員への事前の通知なくして、サービスの内容・名称等を変更することがあり会員はこれを承諾します。

#### 第21条（ファイバ―TVの内容の不保証）

- ファイバ―TVの内容は、FBIT がその時点で提供可能なものとします。
- FBIT は提供する情報、内容等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行いません。

#### 第22条（サービスの一時的な中断）

- FBIT は以下の何れかが起こった場合には会員に事前に通知することなく、一時的にファイバ―TVを中断することがあります。なお、これに起因する会員又は他の第三者が被った損害について一切責任を負わないものとします。
  - ファイバ―TVのシステムの保守を緊急に行う場合。メンテナンス等によりファイバ―TVを中断する場合は事前又は後日に、メールもしくはファイバ―TVホームページ等に通知します。
  - 火災、停電等によりファイバ―TVの提供ができなくなった場合。
  - 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりファイバ―TVの提供ができなくなった場合。
  - 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりファイバ―TVの提供ができなくなった場合。
  - その他、運用上或いは技術上 FBIT がファイバ―TVの一時的な中断が必要と判断した場合。
- FBIT は、前項各号の場合以外の事由によりファイバ―TVの提供の遅延又は中断等が発生したとしても、これに起因する会員又は他の第三者が被った損害について一切の責任をそを負わないものとします。

#### 第23条（ファイバ―TV提供の中止）

- FBIT は、3ヶ月の予告期間を以て会員に通知の上、ファイバ―TVの提供を中止することができます。
- 前項通知はファイバ―TVのファイバ―TVホームページ上またはメール等で通知し3ヶ月経過時点で全ての会員が了承したものとみなします。
- FBIT はファイバ―TVの提供の中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う会員又は第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

#### 第24条（除名処分等）

- 会員が、以下の何れかの項目に該当する場合、FBIT は当該会員に事前に何等通知又は催告することなく、除名処分、又はフアイバ―TVの使用を一時停止することができるものとします。
  - 入会時に虚偽の申告をした場合。
  - ファイバ―TVの運営を妨害した場合。
  - ファイバ―TVの利用料等その他の債務の履行を滞延し、又は支払いを拒否した場合。
  - 金融機関又は集金代行業者による会員の指定した支払口座の利用が停止させられた場合。
  - 会員に對する破産の申立があった場合又は会員が保佐、後見開始の審判を受けた場合、若しくは死亡した場合。
  - 本規約の何れかに違反した場合。
  - FBIT の名誉を毀損した場合。
  - その他 FBIT が会員として不適当と判断した場合。
- 前項の場合、会員は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料その他の債務等 FBIT に対して負担する債務の一切を一括して履行するものとします。

- 会員が本条第1項各号の何れかに該当することで FBIT が損害を被った場合 FBIT は除名処分又は当該ファイバ―TVの一時停止の有無に拘わらず、被った損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第6章 サービス

##### 第25条（基本サービスチャンネル）

ファイバ―TVの基本サービスチャンネルは地上デジタル放送再送信、BSデジタル放送再送信および自主放送により構成されるものとします。各サービスは「ご利用案内書」やファイバ―TVホームページ上の利用案内によるものとします。

#### 第26条（その他チャンネル）

ファイバ―TVでは有料放送再送信により有料チャンネルを見ることができます。有料チャンネルを視聴したい場合には各サービス事業者と会員の直接契約となりFBITは何ら関与いたしません。各有料チャンネルについては「ご利用案内書」やファイバ―TVホームページ上の利用案内に掲載します。

#### 第27条（その他のサービス）

本章に規定のないその他のファイバ―TV上のサービスの利用については、各サービスのご利用案内書」や FBIT が会員に配布する案内書によるものとします。

#### 第7章 個人情報

##### 第28条（会員に係る個人情報の取扱）

- FBIT は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年4月2日閣議決定）、放送受信者等の個人情報の保護に関する方針（平成 16 年総務省告示第 696 号）、および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年総務省告示第 695 号）に基づくほか、FBIT が別途提示する個人情報保護ポリシーおよびこの約款の規定に基づいて、会員の個人情報を適切に取扱うものとします。
- FBIT は会員の個人情報を次に掲げる目的のために利用するものとします。
  - 会員の確認、サービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、変更・解約等に関する諸手続き、および料金請求や収納業務などのため。
  - 会員の放送状況や個人情報の集計・分析を行い、個人が識別、特定できないよう加工した統計資料を作成し、あるいはアンケート調査およびその分析を行い、新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図るため。
  - 会員に電子メール、郵便等により、又は電話することにより、FBIT の各種サービス、又は業務提携先などの商品やサービス等の情報を提供するため。尚、会員は別途定める方法で届出ることにより、これらの取扱いを中止させたり、再開させたりすることができるものとします。
  - 会員から個人情報の取扱いに関する同意を得るために、電子メール、郵便等により連絡し、又は電話するのため。
  - 会員との電話対時に通話録音することにより、お問い合わせ内容・ご意見・ご要望等を正確に把握しサービスの向上を活かすため、および対応品質の向上を図り顧客満足度を高めるため。
  - 上記(1)～(5)の他、会員から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。
- 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつてはその限りではないものとします。
  - 法令に基づく場合。
  - 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- FBIT は、会員の加入・契約の解約日および解除日より7年を限度として、第2項(1)～(5)に定める利用目的のために個人情報を取扱うものとす。但し、会員であったときのサービスの利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と認められた場合には7年の限度を超えて利用することができるものとします。

- FBIT は、第2項に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を業務委託先に預託することができるものとします。
- FBIT は、次に掲げる場合を除き、第三者に個人情報を提供しないものとします。
  - あらかじめ本人の同意を得た場合。
  - 会員のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関に個人情報を開示する場合。
- 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 218 条（裁判官の発する令状による差押等）その他、同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には当該処分のある範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が満たされている場合。
- 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）で認められている場合。
- 別に定める委託放送事業者によるサービス提供、サービスレベルの維持・向上のためのアンケート調査の実施とその分析、および各種サービス又は委託提携事業者の提携先の商品・サービス等の情報の電子メール・郵便・電話等による提供のため。

#### 第8章 専属的合意管轄裁判所

##### 第29条（専属的合意管轄裁判所）

- 本サービスの利用にあたり会員と FBIT との間で問題が生じた場合には会員と FBIT で誠意をもって協議するものとします。
- 協議しても解決しない場合、京都地方裁判所を会員と FBIT の専属的合意管轄裁判所とします。

##### 付則

この規約は 2010 年 9 月 1 日から実施するものとします。